森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年５月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　　正　　　　後 | 現　　　　　　行 |
| （申請手続）  第６　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副２部を大臣等（沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。  　２　交付事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。  （交付申請書の提出期限）  第７　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。  （交付決定の通知）  第８　大臣等は、第６第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に対しその旨を通知するものとする。  （申請の取下げ）  第９　交付事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣等に提出しなければならない。  （計画変更、中止又は廃止の承認）  第10　交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号による変更等承認申請書正副２部を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。  　　(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。  　　(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。  　　(3) 　［略］  　 ２　大臣等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。  （軽微な変更）  第11　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。  （事業遅延の届出）  第12　交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副２部を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。  （状況報告）  第13　交付事業者は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第３号により事業遂行状況報告書正副２部を作成し、当該年度の１月31日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。  　２　前項に規定する時期のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。  （実績報告）  第14　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第４号のとおりとし、交付事業者は、交付事業を完了したときは、その日から、１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書正副２部を大臣等に提出しなければならない。  　２　第６第２項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。  　３　第６第２項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第５号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  　また、当該交付金に係る消費税仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。  （交付金の額の確定等）  第15　大臣等は、第14第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。  　２　大臣等は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。  　３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。  （交付決定の取消等）  第16　大臣等は、第10第１項第３号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第８の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。  　　(1) ～(4)　［略］  　２　大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。  　３　大臣等は、第１項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。  　４　第２項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第３項の規定を準用する。  （財産の処分の制限）  第18　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。  　２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。  　３　［略］  　４　前項の承認については、第17第２項の規定を準用する。  （契約等）  第19　地域協議会は、交付事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣等に届けなければならない。  　２ 地域協議会は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。  　３　地域協議会は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第６号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。  （交付金の経理）  第20　［略］  　２　交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。  　３　交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第７号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。  （交付金調書の作成）  第21　都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８号による交付金調書を作成しておかなければならない。  （間接交付金交付の際付すべき条件）  第22　地域協議会は間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。  別表（第４、第５及び第11関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 交付事業に要する  経費の内訳 | 交付率 | 軽微な変更 | | | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 | | 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 | | １　森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | (1)　［略］  (2)里山林等において活動組織が行う以下の活動に要する経費  ①活動推進費  ②地域環境保全タイプのうち里山林保全活動  ③地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備活動  ④～⑦　［略］ | (1)～(2)  ［略］ |  | ［略］ | | ２　［略］ | ［略］ | ［略］ |  | ［略］ |   別記様式第１号（第６関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付申請書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者の役職及び氏名　　　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  （別紙１）  　平成○年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金　地域協議会事業実施計画書（実績報告書）  １．［略］  ２．事業内容  （１）森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動組織向け交付金）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 交付単価（円/ha又はm）注１ | 対象森林面積等（ha）注２ | 交付額（円） | 交付対象組織数 | 備考 | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  | ［略］ | ［略］ | ［略］ | | 当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積 | ［略］ |  | ［略］ | ［略］ | ［略］ |   　　注１～注３　［略］  （２）　［略］  ３．経費の配分  （単位：円）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | | 事業費  ((A)+(B)  +(C)+(D)) | 交付事業に要する（要した）経費  ((A)+(B)) |  | | 負担区分 | | | 備考 | | 国庫交付金  (A) | 交付事業者負担  (B) | | 地方公共団体負担  (C) | その他  (D) | | １．［略］ | |  |  |  |  | |  |  |  | | ２．［略］ | |  |  |  |  | |  |  |  | | ３．２のうち資機材の購入に要する経費 | |  |  |  |  | |  |  |  | |  | 交付率1/2以内 |  |  |  |  | |  |  |  | | 交付率1/3以内 |  |  |  |  | |  |  |  | | 合計 | |  |  |  |  | |  |  |  |   　　注１～注３　［略］  ４．～６．　［略］  別紙２　［略］  別記様式第２号（第10関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金変更（中止又は廃止）承認申請書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者の役職及び氏名　　　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第３号（第13関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者の役職及び氏名　　　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第４号（第14第１項関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金実績報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者の役職及び氏名　　　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第５号（第14第３項関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金消費税仕入控除税額報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者の役職氏名　　　　　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  １　［略］  ２　交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　金　　円  ３３　 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税  額　　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　円  ４　［略］  ５　当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］  （注）［略］  ６　当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］  　　　（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。  ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料  　　　　　・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）  ・交付事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料  別記様式第６号（第19関連）  年 月 日  森林・山村多面的機能発揮対策交付金における契約に係る指名停止等に関する申立書  〔地域協議会〕　殿  所 在 地  商号又は名称  代表者の役職及び氏名 印  ［略］   1. ［略］   （注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  　　　　ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。  （注３）　［略］  ２　［略］ | （申請手続）  第６　交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条の規定に基づき、別記様式第１号による交付申請書正副２部を大臣等（沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。  　２　交付事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。  （交付申請書の提出期限）  第７　交付規則第２条の規定による申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。  （交付決定の通知）  第８　大臣等は、第６第１項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業者に交付金交付決定の通知を行うものとする。  （申請の取下げ）  第９　交付事業者は、適正化法第９条第１項、交付規則第４条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣等に提出しなければならない。  （計画変更、中止又は廃止の承認）  第10　交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付規則第３条第１号の規定に基づき、別記様式第２号による変更等承認申請書正副２部を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。  　　(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。  　　(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。  　　(3) 　［略］  　 ２　大臣等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。  （軽微な変更）  第11　交付規則第３条第１号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。  （事業遅延の届出）  第12　交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第３条第２号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副２部を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。  （状況報告）  第13　適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第３号により事業遂行状況報告書正副２部を作成し、当該年度の１月31日までに大臣等に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。  　２　大臣等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。  （実績報告）  第14　交付事業者は、交付事業を完了したときは、交付規則第６条第１項の規定に基づき、その日から、１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、別記様式第４号による実績報告書正副２部を大臣等に提出しなければならない。  ２　第６第２項のただし書により交付の申請をした交付事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。  　３　第６第２項のただし書により交付の申請をした交付事業者は、第１項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第５号による消費税相当額報告書にて速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  　また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第１項の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。  （交付金の額の確定等）  第15　大臣等は、第14第１項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、交付事業者に通知する。  　２　大臣等は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。  　３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。  （交付決定の取消等）  第16　大臣等は、第10の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第８の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。  　　(1) ～(4)　［略］  　２　大臣等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。  　３　大臣等は、第１項(1)から(3)の取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。  　４　第２項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第３項の規定を準用する。  （財産の処分の制限）  第18　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第４号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。  　２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第５条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。  　３　［略］  　４　第17第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。  （契約等）  第19　地域協議会は、交付金に係る事業の一部を他の者に実施させる場合は、交付金で実施する事業の内容とする実施に関する契約を締結し、大臣等に届けなければならない。  　２ 地域協議会は、事業を遂行するため、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。  　３　地域協議会は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第６号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。  （交付金の経理）  第20　［略］  　２　交付事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。  　３　交付事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第７号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。  （交付金調書の作成）  第21　都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第８号による交付金調書を作成しておかなければならない。  （間接交付金交付の際付すべき条件）  第22　交付事業者は間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件を付さなければならない。  別表（第４、第５及び第11関係）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 交付金 | 交付事業に要する  経費の内訳 | 交付率 | 軽微な変更 | | | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 | | 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 | | １　森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | (1)　［略］  (2)里山林等において活動組織が行う以下の活動に要する経費  ①活動推進費  ②地域環境保全タイプ  ③②のうち、侵入竹除去・竹林整備活動  ④～⑦　［略］ | (1)～(2)　［略］ |  | ［略］ | | ２　［略］ | ［略］ | ［略］ |  | ［略］ |   別記様式第１号（第６関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付申請書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者名　　　　　氏　名　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  （別紙１）  　平成○年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金　地域協議会事業実施計画書（実績報告書）  １．［略］  ２．事業内容  （１）森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動組織向け交付金）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 交付単価（円/ha又はm）注１ | 対象森林面積等（ha）注２ | 交付額（円） | 交付対象組織数 | 備考 | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  |  |  |  | | ［略］ |  |  |  |  |  | | ［略］ | ［略］ |  | ［略］ | ［略］ | ［略］ | | 当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる森林を整備した面積 | ［略］ |  | ［略］ | ［略］ | ［略］ |   　　注１～注３　［略］  （２）　［略］  ３．経費の配分  （単位：円）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　分 | | 事業費  ((A)+(B)  +(C)) | 交付事業に要する経費  ((A)+(B)) |  | 負担区分 | | | 備考 | | 国庫交付金  (A) | 交付事業者負担  (B) | ［新設］ | その他  (C) | | １．［略］ | |  |  |  |  |  |  |  | | ２．［略］ | |  |  |  |  |  |  |  | | ３．２のうち資機材の購入に要する経費 | |  |  |  |  |  |  |  | |  | 交付率1/2以内 |  |  |  |  |  |  |  | | 交付率1/3以内 |  |  |  |  |  |  |  | | 合計 | |  |  |  |  |  |  |  |   　　注１～注３　［略］  ４．～６．　［略］  別紙２　［略］  別記様式第２号（第10関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金変更（中止又は廃止）承認申請書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者名　　　　　氏　名　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第３号（第13関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者名　　　　　氏　名　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第４号（第14第１項関連）  平成○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金実績報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者名　　　　　氏　名　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  別記様式第５号（第14第３項関連）  平成○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書  番　　　号  年　月　日  農林水産大臣　殿  （沖縄県又は沖縄県に事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長）  〔地域協議会〕  住　　所  団 体 名  代表者名　　　　　氏　名　　印  又は  都道府県知事　　　氏　名　　印  ［略］  １　［略］  ２　交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額金　　円  ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税  等相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　円  ４　［略］  ５　当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］  （注）［略］  ６　当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その状況を記載  　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］    　　　（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  　　　　　　なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。  　　　　　・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  ［新設］  　　　　　・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）  ・交付事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料  別記様式第６号（第19関連）  年 月 日  森林・山村多面的機能発揮対策交付金における契約に係る指名停止等に関する申立書  〔地域協議会〕　殿  所 在 地  商号又は名称  代 表 者 　 印  ［略］   1. ［略］   （注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年９月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。  　　　　ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。  （注３）　［略］  ２　［略］ |

附則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

また、この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。